

長野県環境基本条例（抜粋）

目次（略）
前文（略）
第 1 章（略）
第 2 章（略）

第 3 章 長野県環境審議会（第 25 条—第 33 条）

（設置）

第 25 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 1 項及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 1 項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

第 26 条から第 28 条まで（略）

（特別委員及び専門委員）

第 29 条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第 30 条から第 32 条まで（略）

（補則）

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

長野県環境審議会運営要綱（抜粋）

（特別委員及び専門委員）

第 7 条（略）

2 専門委員は会長の求めに応じて、必要な調査、検討を行い、審議会にその結果を報告するものとする。

長野県環境審議会廃棄物専門委員会設置要綱

（目的）

第1 廃棄物に関する事項について必要な調査、検討を行うため、長野県環境審議会廃棄物専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（調査・検討事項）

第2 専門委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 廃棄物処理計画の策定に関すること
- (2) その他必要と認められること

（組織）

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）9名以内で組織する。

- 2 専門委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（報告）

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、調査・検討結果を報告する。

（事務局）

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部資源循環推進課に置く。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。



7 資第 155 号

令和 7 年 (2025 年) 8 月 1 日

長野県環境審議会 会長 様

長野県知事 阿部 守一



長野県廃棄物処理計画（第 6 期）の策定について（諮問）

標記について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 3 項の規定により、
貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

「長野県廃棄物処理計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、県内における廃棄物の減量やその適正な処理に関する計画として県が策定するものです。

県では、令和3年度を初年度とする長野県廃棄物処理計画（第5期）を策定し、循環型社会の形成を目指し、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の推進等に取り組んできましたが、令和7年度末で同計画が終了することから、第6期の長野県廃棄物処理計画を策定するため、これに関し、同法第5条の5第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。